

EUサステナブルファイナンス関連法規則との 関係から捉える欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

1

はじめに

EUでは2018年以降、企業によるサステナビリティ情報開示に関する法規則の改定の議論が進められていたが、直近1年で法規則の最終化が進んでいる。サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD)が2023年1月に発効され^{※1}、詳細な開示項目を規定する欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards: ESRS)も2024年1月に発効されており^{※2}、2024年1月から企業規模等に応じて段階的に適用が開始されている。

グローバルには、IFRS財団の下に設立された国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standard Board: ISSB)が、IFRSサステナビリティ開示基準を策定し、EUを含む法域レベルでもサステナビリティ開示基準が並行して開発されている。こうした状況において、特にグローバル企業の開示実務を円滑に進め、過度の負担をかけることがないよう、これらの基準同士のインターオペラビリティ(相互運用可能性)を確保することが重要な課題となっている。ESRSの開発に際しても、ISSBが開発したIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」やGRIスタンダードとのインターオペラビリティが考慮されている^{※3}。

※1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L2464>
CSRDについては、拙著【Global Sustainability Insights】Vol.8 EUにおける企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の概要にて解説している。

※2 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32023R2772>

※3 https://finance.ec.europa.eu/news/commission-adopts-european-sustainability-reporting-standards-2023-07-31_en
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043

加えて、ESRSは、EUのサステナブルファイナンス関連の各種法規制も踏まえて開発されている^{※4}。すなわち、ESRSの開示要求事項には、欧州気候法(European Climate Law)やEUサステナブルファイナンス開示規則(Sustainable Finance Disclosure Regulation: SFDR)等の内容を反映した要請が多く含まれており、この点がISSB基準等のその他のサステナビリティ開示基準と異なる(図表1参照)。

図表1 CSR/ESRSとその他のEU法規制の関係



本稿では、EUにおけるサステナビリティ関連法規制がESRSにおける開示要請の内容にどのように影響を与えているかを説明する。また、本稿末尾では、CSR及びESRSの適用スケジュールについても言及する。

2

ESRSの概要

ESRSは12の基準から構成される(図表2参照)。

図表2 ESRSの構成

全般	ESRS 1 : 全般的要求事項 ESRS 2 : 全般的開示
環境	ESRS E1 : 気候変動 ESRS E2 : 汚染 ESRS E3 : 水及び海洋資源 ESRS E4 : 生物多様性と生態系 ESRS E5 : 資源利用及び循環型経済
社会	ESRS S1 : 自社の従業員 ESRS S2 : バリューチェーンにおける労働者 ESRS S3 : 影響を受けるコミュニティ ESRS S4 : 消費者と最終利用者
ガバナンス	ESRS G1 : 企業行動

出典:筆者作成

※4 CSR前文第41項及びEU会計指令第29b条第5項並びにESRS2 Appendix B参照

ESRS1は、サステナビリティ情報の作成・開示に関する全般的な要求事項を定めており、マテリアリティや時間軸の概念の説明等が含まれる。ESRS2は、全般的な開示項目を規定し、環境、社会及びガバナンスに関する10の基準では、サステナビリティ・トピックごとに、各トピック特有の開示項目を定めている^{※5}。例えば、企業が気候変動に関する開示情報を決定するに当たっては、ESRS 2とESRS E1における要請事項に従うことが求められる(図表3参照)。

図表3 ESRSにおける気候変動に関する開示項目

ガバナンス

- GOV-1 : 管理・経営・監督機関の役割
- GOV-2 : 管理・経営・監督機関へのサステナビリティ情報の提供、同機関が取り組むべきサステナビリティ事項
- GOV-3 : **GHG排出削減目標**のインセンティブスキームへの統合
- GOV-4 : デューデリジェンスに関する情報
- GOV-5 : サステナビリティ報告に関するリスク管理と内部統制

インパクト・リスク・機会の管理

- 4.1 重要性評価プロセス**
- IRO-1 : **気候関連**の重要なインパクト、リスク、機会の特定・評価プロセス
- IRO-2 : 企業のサステナビリティ情報に対応するESRS開示要件
- 4.3 ポリシーとアクション**
- E1-2** : **気候変動の緩和と適応に関するポリシー**
- E1-3** : **気候変動対策に関連するアクションとリソース**

戦略

- SBM-1 : 戦略、ビジネスモデル、バリューチェーン
- SBM-2 : ステークホルダーの関心と見解
- SBM-3 : **気候関連**の重要なインパクト、リスク、機会、及び戦略やビジネスモデルとの相互関係
- E1-1** : **気候変動緩和のための移行計画**

指標と目標

- E1-4** : **気候変動の緩和と適応に関する目標**
- E1-5** : **エネルギー消費量とエネルギーミックス**
- E1-6** : **スコープ1、2、3及び総GHG排出量**
- E1-7** : **GHG除去量及びカーボンプレジットによる排出削減**
- E1-8** : **内部炭素価格**
- E1-9** : **重要な物理的・移行リスクや気候関連の潜在的機会から生じる財務的影響**

(黒字: ESRS2における要請 青字: ESRS E1における要請) 出典: ESRSを基に筆者作成

なお、10のサステナビリティ・トピックに関する基準については、企業のマテリアリティ・プロセスによる重要性評価を前提としており、当該プロセスを通じて重要と結論付けたサステナビリティ事項の開示が求められるものである。したがって、全ての企業において10のサステナビリティ・トピックに関する基準上の要請事項の開示が必須ということではない。

※5 ISSB基準とESRSは異なる基準開発のアプローチが採られている。ISSBは、気候変動に関する基準を優先的に開発し、その他のサステナビリティ・テーマは今後開発予定としているのに対し、ESRSでは全てのテーマに関する基準を同時に開発する方法を採用した。

3 ESRSと関連するEU法規則

ESRSは、EUの法規則（欧州気候法、SFDR、EUベンチマーク規則、EU自己資本要件規則）における要求事項を考慮して開発されている^{※6}。企業はEUの法規則に紐づく開示項目の一覧表^{※7}をサステナビリティ報告に含めることが求められており、当該一覧表の中で、各項目の開示箇所を示すとともに、企業が重要でないと評価した項目については「重要でない」旨を記載しなければならない^{※8}。以下では、考慮された各法規制の概要とESRSの開示項目との関係を概説する。

① 欧州気候法

欧州委員会は、2019年12月にEUの新たな成長戦略「グリーンディール」において2050年までに気候中立（climate neutral）^{※9}を達成することを目標に掲げた^{※10}。そして、この目標は2021年6月に採択された欧州気候法により法的拘束力を持つものとなった^{※11}。

欧州気候法の要請は、ESRS E1における開示項目に反映されている。例えば、気候変動緩和に関する移行計画の開示では、戦略とビジネスモデルが、パリ協定に沿って気温上昇を1.5℃に抑制すること及び2050年までに気候中立を達成するという目標と整合することの説明が求められる^{※12}。

② EUサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）

SFDRは、金融商品に関する情報の非対称性を減らすことを目的として、金融商品を提供する金融市場参加者と金融アドバイザーに対して、サステナビリティ関連の情報の開示を要請している^{※13}。SFDRでは、「主要な負のサステナビリティインパクト（Principal Adverse Impacts : PAI）」の開示が要請されており、適用対象の金融機関は、投資により生じる環境・社会に対する負の影響について、投資先から情報を収集する必要がある。したがって、PAIに対応する情報がESRSの開示項目に組み込まれることで、投資先企業からの情報収集が容易になる^{※14}。金融機関が開示しなければならないPAIは図表4に示すとおりである。

例えば、化石燃料に関する開示（図表4④）に対応して、ESRSで化石燃料セクター関連の売上高の開示が求められている^{※15}という関係にある。

※6 EU会計指令第29b条第5項及びESRS2 Appendix B参照

※7 この表はESRS2 Appendix Bに示されている。

※8 ESRS2 IRO-2参照

※9 気候中立とは、温室効果ガス（GHG）排出量が除去量と相殺してネットゼロとなる状態を指す。

※10 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1588580774040&uri=CELEX%3A52019DC0640>

※11 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32021R1119>

※12 ESRS E1-1参照

この点、IFRS S2号では、パリ協定等の気候変動に関する最新の国際的合意が気候関連目標にどのような影響を与えたかについて説明することは求めているが、パリ目標との整合性までは求めている（IFRS S2号第33項(h)及びBC142項参照）。

※13 SFDRについては、拙著「【Global Sustainability Insights】Vol. 2 EUにおけるサステナビリティ情報開示に関する法規制の概要」において概説している。

※14 PAIは、SFDRにおいては金融機関に対して開示を義務化しているものの、ESRSにおいては重要性の評価に基づいた開示となる。したがって、投資先の企業が一部のPAIに重要性がないと判断した場合には開示されないことになり、金融機関としてはSFDRに従って開示しなければならないのに情報を取得できないという問題が指摘されている。

※15 ESRS2 SBM-1参照

図表4 開示が必須とされる主要な負のサステナビリティインパクト (PAI)

分野	指標の内容	
環境	GHG排出	① GHG排出量(スコープ1、2、3、総排出量) ② カーボンフットプリント ③ GHG原単位 ④ 化石燃料セクターへのエクスポージャー ⑤ 非再生可能エネルギーの消費量及び生産量の割合 ⑥ インパクトの大きい気候関連セクターごとのエネルギー消費量原単位
	生物多様性	⑦ 生物多様性に敏感な地域に負の影響を与える活動の割合
	水	⑧ 排水量
	廃棄物	⑨ 有害廃棄物と放射性廃棄物の割合
社会	⑩ 国連グローバルコンパクト原則及び経済協力開発機構(OECD)多国籍企業指針の違反 ⑪ 国連グローバルコンパクト原則及びOECD多国籍企業指針の順守を監視するためのプロセスとコンプライアンスメカニズムの不足 ⑫ 調整されていない男女別給与格差 ⑬ 取締役会の性別多様性 ⑭ 物議を醸す武器(対人地雷、散弾爆弾、化学兵器、生物兵器)へのエクスポージャー	

出典:SFDR Delegated Regulation ANNEX I を基に筆者作成

③ EUベンチマーク規則

欧州委員会は、2019年にEUベンチマーク規則を改正し^{※16}、EU Climate Transitionベンチマーク(CTB)及びEU Paris-alignedベンチマーク(PAB)という気候関連のベンチマークを新たに定義し^{※17}、両ベンチマークの最低基準を定め、ベンチマークに含めてはならない企業の要件を規定している(図表5参照)^{※18}。

図表5 EU Climate Transitionベンチマーク(CTB)及びEU Paris-alignedベンチマーク(PAB)の最低基準(一部抜粋)

最低基準	EU CTB	EU PAB
GHG排出原単位(又は排出量)	投資ユニバースより30%少ない	投資ユニバースより50%少ない
除外企業	武器・タバコ関連企業 UNグローバルコンパクト・OECD多国籍企業行動指針違反企業	
	—	● 石炭関連売上が1%以上の企業 ● 石油関連売上が10%以上の企業 ● ガス関連売上が50%以上の企業 ● GHG排出原単位100gCO ₂ e/kWh超の電力事業売上が50%以上の企業

出典:ベンチマーク規則を補足する気候ベンチマークの最低基準に関する委任規則を基に筆者作成

※16 ベンチマーク規則は、ベンチマークとして用いられるインデックスの信頼性を確保することを目的とする規則である。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2089>

※17 EU CTBは、脱炭素化を目指して構築されているベンチマークのことをいい、EU PABは、炭素排出量がパリ協定の長期目標と整合するように構築されているベンチマークのことをいう。EU PABの方が、より条件が厳しい。

※18 ベンチマーク規則を補足する気候ベンチマークの最低基準に関する委任規則(2020/1818)第10条及び12条参照

こうした条件に各企業が合致するかどうかを判断できるように、ESRSでも対応する情報の開示を求めており、武器・タバコに関する活動の有無やOECD多国籍企業行動指針等への遵守状況、石炭、石油、ガス等に関する売上高の開示を要請している^{※19}。

また、EUベンチマーク規則では、全ベンチマーク(気候関連ではない一般的なベンチマークも含む。)を対象に、ESGを考慮している場合にはESG要素情報を開示することを求めている^{※20}。例えば、石炭や石油の採掘や化学品製造等に関わる企業に対するポートフォリオのエクスポージャーや、事故、怪我、死亡者数の割合が開示項目に含まれる。これらの項目が企業側でも開示されるように、ESRSでも開示項目に含まれている^{※21}。

④EU自己資本要件規則(CRR II)

欧州委員会は、2019年にCRR IIを改正し、大規模上場銀行に対して2022年6月からESGリスクを開示することを義務付けており^{※22}、これらの項目に該当する内容もESRSに反映されている。例えば、CRR IIの具体的な開示項目を定める実施技術基準において、物理的リスクの急性と慢性それぞれのエクスポージャーをセクター別に開示することになっており^{※23}、これに対応する形でESRSでは、急性と慢性に分けて物理的リスクの影響を受ける金額を開示することを求めている^{※24}。

※19 ESRS2 SBM-1参照

※20 開示が求められるESG要素は、ベンチマーク規則を補足するESG要素のベンチマークへの反映方法の説明に関する規則(2020/1816)ANNEX2に列挙されている。

※21 ESRS2 SBM-1、ESRS S1-14等参照

※22 CRR II 第449 a条参照。具体的な開示項目は実施技術基準(2022/2453)で定めている。

※23 実施技術基準Template 5 参照

※24 ESRS E1-9参照

4

CSRD及びESRSの適用スケジュールと日本企業への影響

ESRSに準拠した開示は、CSRDでの定めに従い、2024年1月以降に段階的に開始される。具体的な適用開始のスケジュールの概要は図表6に示すとおりである。

図表6 CSRD/ESRS適用スケジュール

事業年度	適用対象企業
2024年1月1日 以後開始	非財務情報開示指令(NFRD)の適用対象企業 ● 従業員500名超の大規模企業でEU規制市場に上場
2025年1月1日 以後開始	NFRDの適用対象外の大規模企業(上場・非上場) ※大規模企業とは、次の3要件の内、2つ以上を充足する企業※25 ● 総資産 €2,500万超 ● 純売上高 €5,000万超 ● 従業員数 250名超
2026年1月1日 以後開始	EU規制市場に上場する中小企業 ※中小企業とは、次の3要件の内、2つを充足する企業※26 ● 総資産 €2,500万以下 ● 純売上高 €5,000万以下 ● 従業員数 250名以下 ただし、次の要件を満たす零細企業は除く ※零細企業とは、次の3要件の内、2つを充足する企業※27 ● 総資産 €45万以下 ● 純売上高 €90万以下 ● 従業員数 10名以下
2028年1月1日 以後開始	以下の条件を満たすEU域外企業 ● EUにおける純売上高が直近の2年連続で€150百万超であり、かつ、 ● EUに以下の要件を満たす子会社又は支社を持つ ・ EU域内の子会社が大规模企業又は上場企業(ただし、上場零細企業を除く。) ・ EU域内の支社の前年の純売上高が€40百万超

出典：CSRDを基に筆者作成

※25 CSRDの適用対象企業の区分は会計指令(2013/34/EU)によっているが、昨今のインフレの影響を勘案し、2024年から、会計指令における企業区分の総資産及び純売上高に関する閾値が引き上げられた。図表では新たな閾値を記載している。
https://www.parlament.gv.at/dokument/XXVII/EU/158238/imfname_11299192.pdf

※26 注釈25参照

※27 注釈25参照

日本企業の場合には、EU拠点の子会社が2025年度から適用開始となる企業に該当するケースも少なくない。そうした日本企業では、該当するEUの子会社のみで開示する方法と、グループ全体で開示する方法のいずれかを選択した上で、CSRD及びESRSに基づく開示を行うこととなる^{※28}。ESRSには、上述のとおりEU法規制に関連する項目も含まれていることから、これまでGRIスタンダード等のサステナビリティ開示にかかるフレームワークを参照して開示を進めていた企業においても、上記項目への対応の観点から追加のデータを収集する必要性が生じる可能性がある。実務における対応に当たっては、EFRAGとGRIが2023年11月に公表したGRIスタンダードとESRSの比較文書「GRI-ESRS Interoperability Index」も参考になるだろう^{※29}。

なお、EUに一定規模の売上があり、かつ、EUに一定規模以上の子会社又は支社を持つ場合には、2028年度から企業グループ全体を対象とするサステナビリティ開示を行うことが求められる。EU域外企業向けにはサステナビリティ開示基準が2026年6月を期限として策定される予定であるため、その動向も注視する必要がある^{※30}。

- ※28 CSRDでは、EU域外の親会社が、EU域内の子会社も含むサステナビリティ報告を行っており、かつ、当該報告がEUサステナビリティ報告基準又はそれと同等の基準により作成されている場合には、EU域内の子会社はサステナビリティ報告を免除すると定めている。
- ※29 https://www.globalreporting.org/media/z2vmxbks/gri-standards-and-esrs-draft-interoperability-index_20231130-final.pdf
当該資料は、GRIスタンダードの各開示項目がどのESRSの開示要請項目に該当するかを示したものであり、ESRSの全開示要請項目が網羅されているわけではない。
- ※30 欧州委員会は、2023年10月、ESRSセクター別基準及びEU域外企業向けESRSの採択時期を当初の2024年6月末から2年間延長し、2026年6月末までに採択するようCSRDの改定案を提案した。本内容は、2024年2月にEU理事会及び欧州議会で暫定的に合意された。
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/02/07/council-and-parliament-agree-to-delay-sustainability-reporting-for-certain-sectors-and-third-country-companies-by-two-years/>

(執筆者)

日本公認会計士協会 研究員
公認会計士 鶴野 智子



日本公認会計士協会

業務本部 企業会計グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎ TEL:03-3515-1128 ☎ FAX:03-3515-1167

<https://jicpa.or.jp>